

東御市特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

平成 28 年 1 月 1 日策定

本市は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」といいます。）の適正な取扱いの確保について組織として取り組むため、本基本方針を定めます。

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

本市では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）及び東御市個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年東御市条例第 30 号。以下「番号利用条例」という。）に基づき特定個人情報等を取り扱います。番号法及び番号利用条例においては、特定個人情報等の利用範囲を限定するなどの厳格な保護措置を定めていることから、東御市における管理体制及び取扱規程を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱います。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報を適正に取り扱います。

(1) 法令順守

特定個人情報等の適正な取り扱いに関して法令等を遵守します。なお、法令等には、次のものを含みます。

ア 番号法

イ 番号利用条例

ウ 東御市個人情報保護条例（平成 16 年東御市条例第 8 号）

エ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体編）

(2) 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講じます。

(3) 適正な収集、保管、利用及び廃棄並びに目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正な利用、収集、保管及び提供をするとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄します。また、目的外利用を防止するための措置

を講じます。

(4) 委託及び再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき東御市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行います。

(5) 継続的改善

東御市個人番号及び特定個人情報取扱規程を継続的に見直し、その改善に努めます。